諮問番号 4庶第52号

審 査 庁 小谷村長 中村 義明

答 申 書

審査請求人 京都大学経済学研究科 准教授 中林 純からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当である。

理由

1 事案の概要

本件は、小谷村長 中村 義明(処分庁)が審査請求人に対して令和4年6月1日付けで行った小谷村情報公開条例第5条の規定による却下処分に対し、審査請求人が、この処分は、不当である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

1)関係する法令等の定め

小谷村情報公開条例(平成11年12月24日条例第28号。以下「本件条例」という。)

- 第1条 この条例は、村民の情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、村民の村政への理解と信頼を深め、もって公正な村政の推進に寄与することを目的とする。
- 第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の公開(第4号に掲げる者にあっては、当該利害関係に係る公文書に限る。)を請求することができる。
 - (1) 村内に住所を有する者
 - (2) 村内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
 - (3) 村内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) その他村の行政に利害関係を有する者
- 第9条 第5条の規定により公文書の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を 記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が請求 書の提出を要しないと認めたときは、この限りではない。
 - (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並び

に法人等にあっては、代表者の氏名

- (2) 公開を請求しようとする公文書
- (3) その他実施機関の定める事項
- 第10条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して、14日以内に請求に係る公文書について、公開をするかどうかを決定し、速やかに請求者に通知しなければならない。

2)事案の経緯

- ア 令和4年5月19日(令和4年5月24日受付)、請求人は、郵送において、本件条例 第9条に基づき、公文書公開請求書(本件条例様式第1号)を提出し、小谷村総務 課庶務係はこれを受理した。
- イ 令和4年6月1日付、村長は、請求人が、本件条例第5条の公文書公開の請求要件 に該当しないことから、本件申請を却下する決定を行い、本件条例第10条に基づき、 請求人に公文書の公開請求に係る決定通知書を送付した。
- ウ 令和4年6月7日(令和4年6月15日消印)、審査請求人は、行政不服審査法第2条 に基づいて、令和4年6月1日に小谷村長 中村 義明(処分庁)によって行われた却 下処分に対する審査請求を行った。

2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が小谷村と利害関係を有する理由、(1)公共事業という公益性の高い債務負担行為(2)文部科学省科学研究費(科研費番号 21H04402)学術研究調査の推進により村公共事業について利害関係を有する。審査請求人は各種の行政文書を収集して学術研究を進めている。特に入札・契約に関する研究については文部科学省の科学研究費補助金に基づいておこなっている。審査請求人が当該科研費研究を推進できないことは研究業績評価にも影響を与える。もっぱら研究者として生計を立てているため、小谷村が入札結果を管理・公表するという事務は、申請者の利益に直結する。

小谷村情報公開条例第5条(4)は、情報公開請求権を住民のみに認めないことを認めている。また、審査請求において主張した公共事業の公益性や、公共事業の受益の客体が広範に及ぶことについても、弁明書では言及がなかった。このことから、小谷村は申請者が小谷村の公共事業から利益を受けることについて依存はないものと思われる。 弁明書に対して以下の3点を反論する。

- 1) 利害関係については条例上他の条文においても、その定義を推し量る内容は一切
- 1) 利害関係については余例上他の余丈においても、その定義を推し重る内容は一切ない。
- 2) 「一方的な学術調査研究」とあるが、小谷村は情報公開請求権を住民のみに制限しているわけではないから、一定の利害を持つ者が請求した際には情報を公開する義務がある。
- 3) 条例第5条の(1)~(4)は列挙であり、それぞれに相互の関係を有するものではない。したがって(1)~(3)までが村内住民や事業者であるからといって、(4)の利害関係がそれに相当する利害に限定するようには読めない。

3 審理員意見書及び諮問の要旨

- 1)審査庁は、審理員の意見は妥当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。
- 2) 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件審査請求の論点は、審査請求人が主張する「利害関係がある」とする根拠が、条例に規定する「(4)その他村の行政に利害関係を有する者」に該当するか否かである。小谷村情報公開条例第5条では、(1)村内に住所を有する者 (2)村内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体 (3)村内に存する事務所又は事業所に勤務する者と規定していることから、公文書の公開を請求できる者を村民等に限定をしている。つまり、(1)から(3)までについては、利害関係者の具体例として挙げており、このことから、「(4)その他村の行政に利害関係を有する者」とは、村に対して「村民と同様の権利と義務を有する者」と解される。よって、条例上の「利害関係」とは、「村が行う事業(行政)について具体的な権利ないし利益と義務を有する村民と、村との関係性」をいうものと解すべきである。仮に、学術研究調査が利害関係にあたるとするならば、何人でも学術調査研究(或いは学術調査研究という主張)を理由に公文書の公開を請求できることになり、(4)の規定は形骸化し、本条例により公文書の公開を請求できる者を村民等に制限している趣旨と矛盾することとなる。

よって、学術調査研究を理由とする審査請求人は「その他村の行政に利害関係を有する者」に該当するといえない。これらのことから、処分庁が行った却下という処分は、適正なものと考えられる。

4 審査会の判断の理由

- 1)本件諮問に至るまでの一連の手続きについて 本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続きについて、特段違法又は 不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2) 本件却下処分の違法性又は不当性について

本件では、小谷村情報公開条例第5条に規定されている「利害関係」の有無が問題となっている。このことについては、 学術調査研究を理由とする審査請求人は「その他村の行政に利害関係を有する者」に該当するといえない。とする審理員の意見及び理由は妥当であり、審査会として異論はない。

また、裁判例で、「利害関係」を理由に情報公開の請求権者を制限することが認められていること。同じく裁判例で、憲法の「知る権利」が情報公開の請求理由として認められていないことなどから、市町村が条例によって、情報の公開を求める権利を明らかにすること(村民等にある程度制限すること)に違法性又は不当性はないものと解される。

したがって、処分庁が小谷村情報公開条例第5条の規定に基づいてした本件却下 処分は、適正であると認められる。

5 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は 妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。